

令和6年度住民税非課税世帯支援給付金支給事務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰の状況に鑑み、令和6年度住民税非課税世帯に対し実施する給付事業または給付金（以下、「本給付金」という。）に関し、必要な事項を定める。

(定義及び支給額)

第2条 本給付金は、前条の目的を達するために、新潟市によって贈与される給付金をいう。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する給付金の金額は、1世帯あたり35千円に加え、18歳以下の児童1人につき20千円を加えた額とする。

3 前項にいう18歳以下の児童とは、平成18年(2006年)4月2日から令和7年(2025年)6月30日の間に出生した者とする。

(支給対象者)

第3条 本給付金の支給対象者は、令和6年12月13日（以下、「基準日」という。）において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、令和6年12月13日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、令和6年12月13日において新潟市に住民登録があり、同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和6年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者のみで構成される世帯の世帯主とする。

2 前項の規定にかかわらず、令和6年度分の市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって令和6年度分の市町村民税が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

(受給権者)

第4条 本給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。（ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者。（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者。））なお、単身世帯の場合で、申請を行うことなく死亡した場合は、世帯消滅のため支給要件を満たさないものとする。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める

措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

(支給の方式)

第5条 本給付金の支給を受けようとする者は、別紙様式第1号の確認書（以下、「確認書」という。）、第2号の申請書（以下、「申請書」という。）、第3号の申請書（以下、「新生児分申請書」という。）を新潟市に提出する。

2 確認書及び申請書（以下、「確認書等」という。）の提出は郵送またはオンラインにより、新生児分申請書の提出は郵送により行い、支給は次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第2号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、その他第1号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 口座振込方式 新潟市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口現金受領方式 新潟市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 申請者は、本給付金の申請にあたり、公的身分証明書の写し等を提出すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

第5条の2 新潟市は、前条の規定に関わらず、支給対象と確認できる世帯として新潟市長が別に定めるものに対し、本給付金の支給の申込みを行う。

2 前項の規定により、支給対象と確認できる世帯は以下のいずれかに該当し、第3条各項に掲げる支給要件を満たすことを確認できる世帯とする。

(1) 「令和5年物価高騰等対策給付金」、「令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金」、「令和6年度物価高騰等対策給付金」の対象として支給した世帯

(2) 公金受取口座を登録しており、登録されている口座情報に不備がない世帯

3 前項による支給対象者は、支給の申込みを受けた際、別紙様式第4号の届出書による登録口座の変更又は別紙様式第5号の届出書による受給の辞退を申し出ることができる。

4 新潟市長は、令和7年2月26日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、本給付金を支給する。

(代理による申請)

第6条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書等及び新生児分申請書の提出を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

(1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で新潟市長が特に認める者

2 代理人が本給付金の確認書等及び新生児分申請書の提出をするときは、確認書等及び新生児分申請書の委任欄を記載する。また、この場合、新潟市は、公的身分証明書の写し等の提出を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

- 3 新潟市は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあつては、新潟市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。
- 4 第1項から第3項の規定に関わらず、オンラインによる代理申請は認めない。

(申請期限)

第7条 本給付金の申請受付開始日は、令和7年2月13日とする。

- 2 本給付金の支給に関する確認書等の提出期限は、令和7年4月30日とする。
- 3 本給付金の支給に関する新生児分申請書の提出期限は令和7年7月14日とする。

(支給の決定)

第8条 新潟市長は、第5条の規定により確認書等及び新生児分申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し本給付金を支給する。

(本給付金の支給等に関する周知等)

第9条 新潟市長は本給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 新潟市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第7条第2項及び第3項の提出期限までに第5条の規定による確認書等及び新生児分申請書の提出が行われなかった場合、支給対象者が本給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 新潟市長が第5条の規定による確認書等を受理した後、又は、支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、新潟市が確認等に努めたにもかかわらず令和7年5月16日までに確認書等の不備の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられ辞退したものとみなす。
- 3 新潟市長が第5条の規定による新生児分申請書を受理した後、又は、支給決定を行った後、新生児分申請書の不備による振込不能等があり、新潟市が確認等に努めたにもかかわらず令和7年7月31日までに新生児分申請書の不備の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられ辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 新潟市長は、偽りその他不正の手段により本給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った本給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 本給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、新潟市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月5日から施行する。

別記（第4条関係）

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 以下に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下、「申出者」という。）については、基準日時点で申出者の住民票が新潟市に所在しない場合にも、当該申出者の本給付金については、新潟市から支給する。

① 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者（女性相談支援センター一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は女性自立支援施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において新潟市に住民票を移していない者

② 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次の①から④までに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

① 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。

② 女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に女性相談支援センター一時保護所又は女性自立支援施設に入所している者に女性相談支援センターにより発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（女性自立支援事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

③ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

④ ①から③に掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

※ 女性自立支援施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨

を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、以下の（１）から（６）までのいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満１８歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満２２歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。））及び（６）における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、新潟市における申請・受給権者とする。

- （１）児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の３第８項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第６条の４に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第６条に規定する保護者をいう。（２）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、２月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- （２）児童福祉法第２７条第１項第３号の規定により入所措置が採られて同法第４２条に規定する障害児入所施設（以下、「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第２７条第２項の規定により同法第６条の２の２第３項に規定する指定発達支援医療機関（以下、「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第２７条第１項第３号若しくは第２７条の２第１項の規定により入所措置が採られて同法第３７条に規定する乳児院、同法第４１条に規定する児童養護施設、同法第４３条の２に規定する児童心理治療施設若しくは同法第４４条に規定する児童自立支援施設（以下、「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、２月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、２月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- （３）身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１８条第２項若しくは知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７３号）第１６条第１項第２号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。）第５条第１１項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成１４年法律第１６７号）第１１条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（２月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- （４）生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第３０条第１項ただし書の規定により同法

第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

- (5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）
- (6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設（以下、「母子生活支援施設」という。）に入所している者（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

以下の（1）又は（2）のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」（以下、「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日において、新潟市の住民基本台帳に記録されている者については、新潟市における申請・受給権者とする。ただし、新潟市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課室から給付金担当課室に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

- (1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者（措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
- (2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方であつて、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、新潟市において住民基本台帳に記録されたときは、新潟市における申請・受給権者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると新潟市に申し出た者について、法務局において無戸籍者として把握していることを新潟市長が相当と認めるときは、新潟市における申請・受給権者とする。

令和6年度住民税非課税世帯支援給付金について

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、令和6年度住民税が非課税である世帯に対し、表題の給付金を支給します。

対象世帯	令和6年12月13日(金)時点で新潟市に住民票があり、 世帯に令和6年度住民税均等割が課されている方がいない世帯
支給額	1世帯当たり3万5千円に18歳以下の児童1人につき2万円を加算した額 ※18歳以下の児童とは、平成18年(2006年)4月2日から令和7年(2025年)6月30日の間に出生した方を指します
提出方法 郵送 もしくは 電子申請	○郵送の場合:右部「確認書」に次の必要事項を記入の上、裏面記載の 必要な提出書類 とあわせて同封の返信用封筒にて返送してください。 ・世帯主氏名、確認日、日中の連絡先電話番号(記入上の注意点①、②をご確認ください) ・世帯主の振込口座(記入上の注意点③(裏面)をご確認ください) ※世帯主以外の口座に振込を希望する場合は、記入上の注意点④(裏面)をご確認ください。 ○電子申請の場合:新潟市オンライン申請システム(e-NIIGATA)から申請してください。 ※ 代理受給の場合、電子申請はできません 。本確認書にてご申請ください。 ※新潟市オンライン申請システムの利用にはアカウント登録が必要です。 ・新潟市オンライン申請システム(e-NIIGATA) または 右記二次元コードを トップページから検索 読み取り → 
提出期限	令和7年4月30日(水)【消印有効】 ※電子申請の場合、 令和7年4月30日23:59まで
問い合わせ先	令和6年度新潟市住民税非課税世帯支援給付金センター ☎050-5805-1959 9:00~17:00(平日のみ) ※制度の詳細、よくある質問への回答については、新潟市ホームページに掲載しています。 ・新潟市トップページから 検索 <input type="text" value="新潟市 給付金"/> または 右記二次元コードを 読み取り → 

記入上の注意点

黒ボールペンで、はっきりと正確に記入してください。鉛筆や消せるタイプのペンは使用できません。
(記入を間違えた場合は、二重線を引いて訂正してください。訂正印は不要です。)

① 世帯主氏名及び確認日(確認書を書いた日付)、連絡先電話番号(日中連絡の取れる電話番号(携帯電話可))を記入してください。(代理受給する場合等も含め、必ず記入してください)

世帯主氏名	新潟 太郎	確認日	令和 7 年 3 月 1 日	日中の連絡先電話番号	000-0000-0000
-------	-------	-----	----------------	------------	---------------

② 世帯の状況が確認欄の内容と一致しているか、ご確認ください。

- I・IIすべての要件を満たしていない場合は、支給対象となりません。
- 租税条約による令和6年度住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。
- 新潟市以外の市区町村から令和6年度住民税均等割を課税されている方が属する世帯は支給対象となりません。
- 本確認書の確認日より前に、死亡等により世帯が消滅した場合は、受給権も消滅し給付金の対象外となりますので相続人等から申請することはできません。

第1号様式

整理番号

発行日 令和7年 月 日
新潟市長

令和6年度住民税非課税世帯支援給付金支給要件確認書

以下の内容を確認して、**令和7年4月30日(水)【消印有効】まで**に、この確認書と裏面記載の必要な提出書類を同封して返送してください。

なお、下記I、IIの支給要件を満たさない場合は、裏面の「私の世帯は、給付金を受給しません。」の一文を丸で囲み確認書を返送してください。

■世帯主が記入してください。

下記の内容に相違ありません。

世帯主氏名	確認日	令和 年 月 日	日中の連絡先電話番号
-------	-----	----------	------------

【確認欄】

- 世帯の全員が、令和6年度住民税均等割が課されている他の親族等の扶養を受けていません
- 世帯の中に、令和6年度住民税均等割が課税となる所得があるのに未申告である者はいません

【養育する児童記入欄】(※6人以上の児童を養育している場合は、欄外に記入してください。)

※世帯員全員ではなく、養育する児童(平成18年(2006年)4月2日以降に出生した方)のみ記入してください。

フリガナ 児童の氏名	申請者 との続柄	生年月日	同居の有無 (18歳以下の児童分)	住所(別居の場合のみ記入)
1		西暦・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
2		西暦・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
3		西暦・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
4		西暦・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
5		西暦・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	

※入所措置等(裏面「その他留意事項」参照)を受けている児童は、給付金の支給対象となりません。

※原則、記載されている児童分の給付金を支給します。

記載されていない児童を養育している場合は、空欄へ必要事項を記入してください。

※市外に別居する児童を養育している方は、対象児童の住民票(裏面「提出書類」参照)を添付してください。

必ず裏面もご確認ください

【振込口座記入欄】(下記の公金受取口座の利用を希望しない場合のみ記入してください。世帯主の口座1つのみ。)
(通帳等の写しの提出が必要です。長期間入出金のない口座を記入しないでください)

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)
1. 銀行 2. 金庫 3. 信組 4. 信連	5. 農協 6. 漁協 7. 信漁連	1 普通 2 当座		
金融機関コード	支店コード			
ゆうちょ銀行	通帳記号 (科目がある場合は ※欄にご記入ください)	通帳番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。				

【公金受取口座利用希望欄】(公金受取口座の利用を希望する場合のみチェックを入れてください)

公金受取口座の利用を希望します

※この確認書は新潟市が事前に世帯主名義の公金受取口座を確認できなかった世帯へ送付しています。チェックを入れる場合、必ず公金受取口座の登録状況を確認してください。

【代理受給をする場合】世帯主以外が受給する場合のみ記入してください。

世帯主以外が受給する場合は、世帯主本人及び代理人の本人確認書類の添付が必要です。

フリガナ 代理人氏名	世帯主 との関係	代理人生年月日	代理人住所
ニイガタ イチロウ		西暦・明治・大正・昭和・平成	〒 新潟市中央区古町通7-1010
新潟 一郎	子	10年11月1日	日中に連絡可能な電話番号 () 署名(又は記名押印)
上記の者を代理人と認め、 本給付金の確認・請求及び受給を委任します。			世帯主 氏名 

■給付金を辞退または支給要件を満たさない場合は、下の一文を丸で囲んでください。

【 私の世帯は、給付金を受給しません。 】

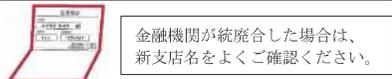
【提出書類】 ※ 添付書類の不備がないか、必ず確認してください。

◆必ず提出するもの

- 令和6年度住民税非課税世帯支援給付金支給要件確認書(本書)
- 世帯主の有効期限内の本人確認書類の写し(コピー)
※ 世帯主の運転免許証、健康保険被保険者証/資格確認書、マイナンバーカード(表面)、介護保険証、パスポート等の写しをいずれか1つ(「個人番号通知カード」は本人確認書類にはなりません。)

◆該当する方のみ提出するもの

- (公金受取口座以外の口座で給付金を受給する場合)
振込口座を確認できる書類の写し(コピー)
※ 振込口座の金融機関名・口座番号・口座名義(カナ)が分かる通帳の表紙をめくったページやキャッシュカード、インターネットバンキング画面の写し
(代理人が給付金を受給をする場合)
- 代理人の有効期限内の本人確認書類の写し(コピー)
※ 代理人の運転免許証、健康保険被保険者証/資格確認書、マイナンバーカード(表面)、介護保険証、パスポート等の写しから、いずれか1つ(「個人番号通知カード」は本人確認書類にはなりません。)
(市外に別居する児童を養育している場合)
- 当該児童の属する世帯全員の住民票の写し
※本籍:なし、続柄:あり、個人番号:なしのもので、発行から1か月以内のもの



記入上の注意点

③ 原則、世帯主の口座1つのみとします。通帳の表紙をめくったページ等を確認し記入してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)
〇〇	△△	① 普通 2 当座	1 2 3 4 5 6 7	ニイガタ タロウ
金融機関コード	支店コード			
ゆうちょ銀行	通帳記号 (科目がある場合は ※欄にご記入ください)	通帳番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。				

④ 世帯主以外が受給する場合のみ記入してください。(世帯主本人が受給する場合は、記入不要。)

世帯主氏名が自署の場合は、押印不要です。

フリガナ 代理人氏名	世帯主 との関係	代理人生年月日	代理人住所
ニイガタ イチロウ	子	西暦・明治・大正・昭和(平成)	〒 951-8554 新潟市中央区古町通7-1010
新潟 一郎		10年11月1日	日中に連絡可能な電話番号 000(0000)0000
上記の者を代理人と認め、 本給付金の確認・請求及び受給を委任します。			署名(又は記名押印) 世帯主 氏名 新潟 太郎 

■注意事項(必ずお読みください)

- ・ 住民税の取扱い上、扶養を受けているか分からないときは、ご家族に確認してください。
- ・ 表面の確認欄の内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。
また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
- ・ 提出期限までに返信がない場合や、新潟市が支給決定をした後、確認書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年5月16日(金)までに、新潟市が申請者に連絡・確認できない場合、本給付金の受給を辞退したとみなします。

■こども加算について

- ・ 住民票上で同一世帯であっても、入所措置等を受けている児童は養育する児童に含まれません
入所措置の制度についてのお問い合わせは児童相談所へお問い合わせください。

【新潟市児童相談所】☎025-230-7777 8:30~17:30(土・日・祝日を除く)

申請後に児童が生まれた場合は
改めて申請していただくことでその児童も加算の対象にできます。

- 下記の条件を満たす場合は、下記問い合わせ先へお申し出ください。
- 令和6年度新潟市住民税非課税世帯支援給付金センター☎050-5805-1959 9:00~17:00(平日のみ)
- ①基準日の翌日(令和6年12月14日)から令和7年6月30日の間に生まれた児童である
 - ②児童を養育する者が新潟市において、本給付金を受給した世帯に含まれている

切り取り線

令和6年度住民税非課税世帯支援給付金の申請について(転入世帯用)

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、令和6年度住民税が非課税である世帯に対し、表題の給付金を支給します。この手紙は、転入などにより令和6年度住民税の課税状況を新潟市で把握できない方がいるため、支給要件の確認が必要な世帯にお送りしています。

対象世帯	令和6年12月13日(金)時点で新潟市に住民票があり、 世帯に令和6年度住民税均等割が課されている方がいない世帯
支給額	1世帯当たり3万5千円に18歳以下の児童1人につき2万円を加算した額 ※18歳以下の児童とは、平成18年(2006年)4月2日から令和7年(2025年)6月30日の間に出生した方を指します
申請方法 郵送もしくは電子申請	裏面右部【誓約・同意事項】①の支給要件を確認の上、 対象世帯となる場合のみ ご申請ください ○郵送の場合:右部「申請書(請求書)」を記入し、 提出書類とともに 返送してください。 ○電子申請の場合:新潟市オンライン申請システム(e-NIIGATA)から申請してください。 ※ 代理受給の場合、電子申請はできません 。郵送にてご申請ください。 ※新潟市オンライン申請システムの利用にはアカウント登録が必要です。 ・新潟市オンライン申請システム(e-NIIGATA) または ・右記二次元コードを トップページから検索 読み取り → 
申請期限	令和7年4月30日(水)【消印有効】※電子申請の場合、令和7年4月30日23:59まで
お問い合わせ先	令和6年度新潟市住民税非課税世帯支援給付金センター ☎050-5805-1959 9:00~17:00(土・日・祝日を除く) ※制度の詳細、よくある質問への回答については、新潟市ホームページに掲載しています。 ・新潟市トップページから 検索 <input type="text" value="新潟市 給付金"/> または ・右記二次元コードを 読み取り → 

記入上の注意点

黒ボールペンで、はっきりと正確に記入してください。鉛筆や消せるタイプのペンは使用できません。(記入を間違えた場合は、二重線を引いて訂正してください。訂正印は不要です)

○住所:現住所と令和6年1月1日時点の住所が異なる方は、令和6年1月1日時点の住所を記入してください。番地など詳細な住所がわからない場合は、市区町村名までの記入でも構いません。

※令和6年度住民税均等割が課税されている世帯員がいる場合、本給付金の支給対象とはなりません。

【非課税証明書の提出について】

○非課税証明書の写し(コピー)の添付がない場合は、令和6年1月1日時点で住んでいた市区町村に対して、新潟市が課税情報を確認します。

○しかし、課税情報の確認には時間がかかるため、非課税証明書の写し(コピー)を添付していただければ、より早く給付金を支給することができます。なお、非課税証明書の発行には手数料が発生します。(手数料や手続き方法等は令和6年1月1日時点で住んでいた市区町村にお問い合わせください。)

	フリガナ 氏名	申請者 との続柄	生年月日	同居の有無 (18歳以下の児童分)	令和6年1月1日の住所 (現住所と異なる場合)	令和6年度の 住民税課税状況
1	(申請者)	本人				<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
2	ニイガタ ハナコ 新潟 花子	妻	明・大(昭)・平・令 53年6月5日	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
3	ニイガタ イチロウ 新潟 一郎	子	明・大(昭)・平・令 20年11月26日	<input type="checkbox"/> 同居 <input checked="" type="checkbox"/> 別居	新潟県長岡市川崎〇-〇-〇	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告

第2号様式

整理番号

発行日 令和7年 月 日
新潟市長

令和6年度住民税非課税世帯支援給付金申請書(請求書)

(宛先) 新潟市長

裏面右部の【誓約・同意事項(本人控え)】を全て確認しました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

申請日 令和 年 月 日

■世帯主が記入してください。

下記の内容に相違ありません。

1 申請・請求者(世帯主)

世帯主氏名	生年月日	現住所
フリガナ	西暦・明治・大正・昭和・平成・令和	〒
	年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()

2 申請者が属する世帯の状況

(※令和6年12月13日時点の**世帯全員**について記載。書ききれない場合は欄外に記入してください)

- 令和6年1月1日に新潟市外に居住していた16歳以上の方全員分の令和6年度非課税証明書を添付してください。※非課税証明書は令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行します。
- 令和6年度住民税均等割が課税されている方がいる世帯は**対象外**となります。

	フリガナ 氏名	申請者 との続柄	生年月日	同居の有無 (18歳以下の児童分)	令和6年1月1日の住所 (現住所と異なる場合)	令和6年度の 住民税課税状況
1	(申請者)	本人				<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
2			明・大(昭)・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
3			明・大(昭)・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
4			明・大(昭)・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
5			明・大(昭)・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告

切り取り線

3 【振込口座記入欄】(下記の公金受取口座の利用を希望しない場合のみ記入してください。世帯主の口座1つのみ。)

(通帳等の写しの提出が必要です。長期間入金のない口座を記入しないでください)

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信濃連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関コード	支店コード			
ゆうちょ銀行	通帳記号 (※桁目がある場合は ※欄にご記入ください)	通帳番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。				

4 【公金受取口座利用希望欄】(公金受取口座の利用を希望する場合のみチェックを入れてください)

公金受取口座の利用を希望する	<input type="checkbox"/>	チェックを入れる場合、登録されている口座情報が最新のものが必ずご確認ください
----------------	--------------------------	--

5 代理受給をする場合(世帯主以外が受給する場合のみ、記入してください。)

世帯主以外が受給する場合は、世帯主本人及び代理人の本人確認書類の添付が必要です(詳細下記)。

フリガナ 代理人氏名	世帯主との関係	代理人生年月日	代理人住所
新潟 一郎	子	西暦・明治・大正・昭和・平成 年 月 日	〒 951-8554 新潟市中央区古町通7-1010 日中に連絡可能な電話番号 000(0000)0000
上記の者を代理人と認め、 本給付金の確認・請求及び受給を委任します。			署名(又は記名押印) 世帯主氏名 新潟 太郎 (印)

【提出書類】※ 添付書類の不備がないか、必ず確認してください。

<p>◆必ず提出するもの</p> <p><input type="checkbox"/> 令和6年度住民税非課税世帯支援給付金申請書(本書)</p> <p><input type="checkbox"/> 『令和6年度非課税証明書』の写し(コピー)</p> <p>※ 令和6年1月1日に新潟市外に居住されていた16歳以上の方全員分</p> <p><input type="checkbox"/> 申請・請求者(世帯主)の有効期限内の本人確認書類の写し(コピー)</p> <p>※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険被保険者証/資格確認書、マイナンバーカード(表面)、介護保険証、パスポート等の写し(いずれか1つ)(「個人番号通知カード」は本人確認書類にはなりません。)</p>	<p>◆該当する方のみ提出するもの</p> <p>(公金受取口座以外の口座で給付金を受給する場合)</p> <p><input type="checkbox"/> 振込口座を確認できる書類の写し(コピー)</p> <p>※ 振込口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)が分かる通帳の表紙をめくったページやキャッシュカードインターネットバンキング画面の写し</p> <p>(代理人が給付金を受給をする場合)</p> <p><input type="checkbox"/> 代理人の有効期限内の本人確認書類の写し(コピー)</p> <p>※ 代理人の運転免許証、健康保険被保険者証/資格確認書、マイナンバーカード(表面)、介護保険証、パスポート等の写し(いずれか1つ)(「個人番号通知カード」は本人確認書類にはなりません。)</p> <p>(市外に別居する児童を養育している場合)</p> <p><input type="checkbox"/> 当該児童の属する世帯全員の住民票の写し</p> <p>※本籍:なし、続柄:あり、個人番号:なしのもので、発行から1か月以内のもの</p>	<p>金融機関が統合した場合は、 新支店名をよくご確認ください。</p>
--	--	--

記入上の注意点

○原則、「1 申請・請求者」の口座1つのみとします。通帳の表紙をめくったページ等を確認し記入してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)
〇〇	1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信濃連 4. 信連	△△	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座
金融機関コード	支店コード			
ゆうちょ銀行	通帳記号 (※桁目がある場合は ※欄にご記入ください)	通帳番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。				

○世帯主以外が受給する場合のみ記入してください。(世帯主本人が受給する場合は、記入不要。)

世帯主氏名が自署の場合は、押印不要です。

フリガナ 代理人氏名	世帯主との関係	代理人生年月日	代理人住所
新潟 イチロウ	子	西暦・明治・大正・昭和・平成 10年11月1日	〒 951-8554 新潟市中央区古町通7-1010 日中に連絡可能な電話番号 000(0000)0000
上記の者を代理人と認め、 本給付金の確認・請求及び受給を委任します。			署名(又は記名押印) 世帯主氏名 新潟 太郎 (印)

誓約・同意事項(本人控え)

- 令和6年度住民税非課税世帯支援給付金(以下「給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。
※ 給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。
ア 世帯全員が令和6年度住民税均等割を課されていない。
イ 世帯全員が、令和6年度住民税均等割を課されている他の親族等の扶養を受けていない。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- 世帯の中に、住民税均等割課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- 「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(低所得世帯支援枠)」を活用した事業において、他の市区町村から支給を受けた世帯ではありません。
- 給付金の支給要件の該当性等の審査等をするため、前住所地での給付金の受給の有無のほか、新潟市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、新潟市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 新潟市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年5月16日までに、新潟市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- 給付金の支給後、本書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

子ども加算について

- 住民票上で同一世帯であっても、入所措置等を受けている児童は養育する児童に含まれません
入所措置の制度についてのお問い合わせは児童相談所へお問い合わせください。

【新潟市児童相談所】☎025-230-7777 8:30~17:30(土・日・祝日を除く)

申請後に児童が生まれた場合は
改めて申請していただくことでその児童も加算の対象にできます。

下記の条件を満たす場合は、給付金センター(☎050-5805-1959 平日9:00~17:00)までお申し出ください。

- 基準日の翌日(令和6年12月14日)から令和7年6月30日の間に生まれた児童である
- 児童を養育する者が新潟市において、本給付金を受給した世帯に含まれている

切り取り線

令和6年度住民税非課税世帯支援給付金申請書(こども加算)について

対象	新潟市の令和6年度住民税非課税世帯支援給付金の対象世帯のうち、下記のいずれかに該当する18歳以下の児童(平成18年4月2日以降に生まれた方)を含む世帯 ①令和6年12月13日(以降「基準日」とする。)時点において同一世帯となっている児童 ②基準日時点において住民票上別世帯だが、生計を同一とし、扶養している児童 ※学生寮などで暮らす、住民票上単身世帯の児童など ③令和6年12月14日(土)から令和7年6月30日(月)の間に生まれた児童(新生児)
支給額	対象の児童1人につき2万円
申請方法	右部「申請書」に必要事項を記入の上、必要な提出書類とあわせて同封の返信用封筒にて返送してください。
申請期限	令和7年7月14日(月)【消印有効】
問い合わせ先	令和6年度新潟市住民税非課税世帯支援給付金センター ☎050-5805-1959 9:00~17:00(土・日・祝日を除く) ※制度の詳細、よくある質問への回答については、新潟市ホームページに掲載しています。 ・新潟市トップページから <input type="text" value="新潟市"/> <input type="text" value="こども加算"/> 検索 または <input type="text" value="右記二次元コードを"/> <input type="text" value="読み取り"/> → 
誓約事項 同意事項 (本人控え)	(1)「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(低所得世帯支援枠)」を活用した事業において、同一児童について新潟市または他の市区町村から支給を受けた世帯ではありません。 (2) 給付金の支給要件の該当性等の審査等をするため、前住所地での給付金の受給の有無のほか、新潟市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。 (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。 (4) この申請書は、新潟市において支給決定した後は、給付金の請求書として取り扱います。 (5) 申請内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。 (6) 申請期限までに返信がない場合や、新潟市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、 令和7年7月31日(木)まで に、新潟市が申請者に連絡・確認できない場合、本給付金の受給を辞退したとみなします。
入所措置等を受けている児童について	住民票上で同一世帯でも、入所措置等を受けている児童は養育する児童に含まれません 給付金の対象要件についてのお問い合わせは給付金センターへ、入所措置の制度についてのお問い合わせは児童相談所へお問い合わせください。 【問い合わせ先】新潟市児童相談所 ☎025-230-7777 8:30~17:30(土・日・祝日を除く)

切り取り線

令和6年度住民税非課税世帯支援給付金申請書(こども加算)

支給方法 令和6年度住民税非課税世帯支援給付金と同一の口座に振り込みます。

■世帯主が記入してください

私の世帯に属し、生計を同一にする児童は以下のとおりであり、左部「誓約・同意事項(本人控え)」の内容を確認し、令和6年度住民税非課税世帯支援給付金(こども加算分)を申請します。

世帯主氏名	申請日	令和 年 月 日	連絡先電話番号
-------	-----	----------	---------

【養育する児童記入欄】(※新たに申請する児童のみ記入してください。)

	フリガナ	申請者との続柄	生年月日	同居の有無 (18歳以下の児童分)	住所(別居の場合のみ記入)
	児童の氏名				
1			西暦・平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
2			西暦・平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
3			西暦・平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	

※市外に別居する児童を養育している方は、**対象児童の住民票を添付してください。**

※入所措置等を受けている児童は、給付金の支給対象となりません。

【提出書類】 ※ 添付書類の不備がないか、必ず確認してください。

◆必ず提出するもの

- 令和6年度住民税非課税世帯支援給付金申請書(こども加算)(本書)
※必要事項を記入の上、ご提出ください

◆市外に別居する児童を養育している方のみ提出するもの

- 当該児童の属する世帯全員の住民票の写し
※本籍:なし、続柄:あり、個人番号:なしのもので、発行から1か月以内のもの

令和6年度住民税非課税世帯支援給付金支給口座変更の届出書

(宛先)新潟市長

裏面の【誓約・同意事項】を確認しました。誓約・同意の上、届け出ます。

届出日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

1 届出者(世帯主)

世帯主氏名	生年月日	現住所
フリガナ	西暦・明治・大正・昭和・平成・令和	〒
	年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()

2 振込先指定口座(公金受取口座の利用を希望しない場合のみ記入してください。世帯主の口座1つのみ。)

(通帳等の写しの提出が必要。長期間入出金のない口座を記入しないでください)

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関コード	支店コード			
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください)	通帳番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	※			

3 公金受取口座利用希望欄(公金受取口座の利用を希望する場合のみチェックを入れてください)

公金受取口座の利用を希望する	<input type="checkbox"/>
----------------	--------------------------

チェックを入れる場合、登録されている口座情報が最新のものか必ずご確認ください

4 代理受給をする場合(代理人が受給する場合のみ、記入してください。)

代理人が受給する場合は、世帯主本人及び代理人の本人確認書類の添付が必要です。)

代理人	フリガナ	世帯主との関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名		西暦・明治・大正・昭和・平成	〒
			年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、 本給付金の確認・請求及び受給を委任します。			世帯主氏名	署名(又は記名押印) 

※提出期限(令和7年4月30日消印有効)

【誓約・同意事項】 ※ 必ず確認してください。

○新潟市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年5月16日(金)までに、新潟市が届出者に連絡・確認できない場合に、令和6年度住民税非課税世帯支援給付金が支給されないことに同意します。

【提出書類】 ※ 添付書類の不備がないか、必ず確認してください。

令和6年度住民税非課税世帯支援給付金支給口座変更の届出書(本書)

振込口座を確認できる書類の写し(コピー)※公金受取口座を希望する場合は不要です。

※振込口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)が分かる通帳の表紙をめくったページやキャッシュカード、インターネットバンキング画面の写し

世帯主の有効期限内の本人確認書類の写し(コピー)

※世帯主の運転免許証、健康保険被保険者証／資格確認書、マイナンバーカード(表面)、介護保険証、パスポート等の写しからいずれか1つ(「個人番号通知カード」は本人確認書類にはなりません。)

代理人の有効期限内の本人確認書類の写し(コピー) **※代理人が受給する場合のみ**

※代理人の運転免許証、健康保険被保険者証／資格確認書、マイナンバーカード(表面)、介護保険証、パスポート等の写しからいずれか1つ(「個人番号通知カード」は本人確認書類にはなりません。)

※代理人が受給をする場合は、世帯主本人及び代理人**両方**の本人確認書類を添付してください。

令和6年度住民税非課税世帯支援給付金受給辞退の届出書

(宛先)新潟市長

- 1 私は、令和6年度住民税非課税世帯支援給付金について、受給を辞退することをここに届け出ます。
- 2 本届出により、令和6年度住民税非課税世帯支援給付金の受給を辞退する者が世帯主本人であることを証明するため、本人確認書類を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者(世帯主)住所 _____

届出者(世帯主)氏名 _____

届出者(世帯主)電話番号 () _____

本人確認書類貼付箇所

※ 有効期限内の届出者(世帯主)の運転免許証、健康保険被保険者証／資格確認書
マイナンバーカード(表面)、介護保険証パスポート等の写し(いずれか1つ)
(「個人番号通知カード」は本人確認書類にはなりません。)